

ハラスメント防止条例検討事項等

項 目	検討事項等	協議結果
誰に対するハラスメントを対象とするのか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員 ・ 職員及び議員 ・ 議員及び議員になろうとする者 	
↓		
誰がハラスメント相談を受けるのか（相談窓口の設置）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者外部機関等（弁護士、カウンセラー等） ・ 議長 ・ 議会局職員 ・ 議員で構成する会議体 ・ 当局設置窓口 等 	
↓（調査が必要な場合）		
誰がハラスメント調査を行うのか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者外部機関等 ・ 議長 ・ 議員で構成する会議体 ・ 当局調査機関 等 	
↓（議長への調査内容の報告）		
被害防止措置を実施するにあたっての対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員で構成する会議体（審査会）への付議 ・ 第三者外部機関等への諮問 等 	
↓（必要な措置の実施）		
具体的な被害防止措置①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注意喚起（ハラスメントになるおそれがある場合） ・ 中止の求め（ハラスメントである場合） ・ 勧告（ハラスメントが繰り返され、程度が甚だしい場合）等 	
↓（「勧告」に応じない等）		
具体的な被害防止措置②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名等の公表 ・ 議会への報告 等 	